

農家の皆様へ

玉川村産業振興課

台風19号により被災された農家への支援について

この度の台風19号により被災された皆様へ、心よりお見舞い申し上げます。被害を受けられた方を対象に、次のとおり補助事業を予定しておりますのでお知らせいたします。

1. 稲作関係（水没米関係）

【被災農家営農再開緊急対策事業】

支援内容	対応事業	支援の内容
保管中の米が水没した農家の営農再開支援	保管していた倉庫等が浸水し、米が出荷できなかった等、農家が営農を再開するために必要な土づくりや土壌診断などの取組に要する経費を支援。	単価 70,000円（上限）/10a ※今後、収入保険や任意共済特約等に参加することが条件

【助成単価表（下記の作業を組み合わせ、上限は70,000円/10aとなります。）】

(1) 営農準備に係る取組	ア 土壌診断の実施	12,000円/10a
	イ 土づくり	16,000円/10a
	ウ 耕起及び整地	2,000円/10a
	エ 種苗の購入	4,000円/10a
	オ 肥料の購入	9,000円/10a
	カ 農薬の購入	7,000円/10a
	キ 農機具の燃料費	4,000円/10a
	ク 育苗資材等その他営農再開に必要な材料の購入	2,000円/10a
(2) (1)に附帯する営農再開に必要な取組	ア ゴミ、瓦礫等の除去作業	14,000円/10a
	イ 畦畔、水路、農道等の簡易な補修	20,000円/10a
	ウ 農機具の修繕・修理	6,000円/10a

裏面に続く

2. 稲わら関係

ほ場に流入した稲わらを、自力で稲わら置き場（中）へ運搬した方に対する支援。

【持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策事業）】

対応事業	支援の内容
<u>ほ場に流入した稲わらを自力で集め、稲わら置き場（中）へ運搬した方</u>	<u>単価 5,000 円/m³</u> 集めた稲わらの量が分かるように、写真・作業日誌等を残してください。

3. 果樹園関係

阿武隈川流域の水害により、果樹園が浸水し、樹体そのものが衰弱するなど、被害を受けた果樹生産者の方々の早期復旧に向けた支援。

【持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策事業）】

対応事業	支援の内容
①樹体洗浄と樹勢回復 ・泥が付着した樹体の洗浄、樹体に絡まったゴミの除去 ・樹勢回復のために行う摘果、せん定、根切り等	<u>単価</u> <u>74,000 円/10 a</u>
②病害まん延防止 ・地域ぐるみでの薬剤散布、罹病枝の除去・処分	<u>単価</u> <u>20,000 円/10 a</u>

4. 農業施設（ハウス等）・機械関係

①強い農業・担い手づくり総合支援事業(被災農業者支援型)

内容	被災農業者の農産物の生産・加工に必要な施設(ハウス等)・ハウスの付帯設備、トラクター等農業機械の修繕・再取得を支援
助成対象	①ハウスの再建・修繕 ②機械の取得・修繕 ③施設の撤去 ※消耗品(育苗箱、パレット、台車、マルチ、肥料・農薬等)は対象外
補助率	自己負担 1/10(残りを国、県、村で補助)
要件	①再建後の園芸施設共済等の加入 ②被災前の施設と同程度 ③規模拡大分は、自己負担 ④対応年数経過施設等も可
必要書類等	①被災状況が分かる記録・写真 ②助成対象経費の根拠が分かる資料(納品書・請求書等) ③機械が被災した場合は、修理の可否について、メーカー等の第三者が確認した書類 ④被災した施設の規模・機械の仕様が確認

②持続的生産強化対策事業(産地緊急対策)

内容	営農再開に向けた被災圃場の追加防除、施肥及び追加的な種子・育苗等資材の共同購入に要する経費を支援。
助成対象	①資材の調達支援 令和元年度中の営農再開に必要な種子・種苗等の購入経費 ②栽培環境整備支援 生産回復に向け追加的に必要となる薬剤・肥料 ③土づくり 災害復旧事業により復旧した圃場において、堆肥の追加的な投入を行った場合の経費
補助率	①. ② 1/2 ③ 10,000 円/10a以内
要件	①受益農家が3件以上 ②メニューにより目標基準あり
必要書類等	①被災状況が分かる記録・写真 ②助成対象経費の根拠が分かる資料(納品書・請求書等)

裏面に続く

事業の詳細や相談について

これらの事業を予定される方については、
12月20日（金）までに産業振興課へご連絡ください。

なお、4. 農業施設（ハウス等）・機械関係の事業について、
すでに確認表を提出されている方は、ご連絡の必要はありません。
別途、後日予定している申請会の案内通知を個別に送付いたします。

お問合せ先：玉川村産業振興課
TEL57-4627